

改 正 後	改 正 前
電気通信設備点検業務共通仕様書 第1章 総 則 第1－1条 ～ 第1－9条 〔略〕 <u>第1－10条 ワンデーレスポンス</u> 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。 第1－11条 ～ 第1－23条 〔略〕 第1－24条 完了検査 1～4 〔略〕 5 受注者は、当該完了検査については、第1－23条第3項の規定を準用する。 第1－25条 ～ 第1－26条 〔略〕 第1－27条 契約変更 1 〔略〕 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 （1）第1－26条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項。 （2）～（3）〔略〕 第1－28条 〔略〕 第1－29条 業務の一時中止 1 次の各号に該当する場合には、契約書第20条第1項及び第2項の規定により、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、天災等による業務の中断については、第1－22条により、受注者は適切に対応しなければならない。 （1）～（5）〔略〕 2～3 〔略〕 第1－30条 ～ 第1－31条 〔略〕	電気通信設備点検業務共通仕様書 第1章 総 則 第1－1条 ～ 第1－9条 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 第1－10条 ～ 第1－22条 〔略〕 第1－23条 完了検査 1～4 〔略〕 5 受注者は、当該完了検査については、第1－22条第3項の規定を準用する。 第1－24条 ～ 第1－25条 〔略〕 第1－26条 契約変更 1 〔略〕 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 （1）第1－25条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項。 （2）～（3）〔略〕 第1－27条 〔略〕 第1－28条 業務の一時中止 1 次の各号に該当する場合には、契約書第20条第1項及び第2項の規定により、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、天災等による業務の中断については、第1－21条により、受注者は適切に対応しなければならない。 （1）～（5）〔略〕 2～3 〔略〕 第1－29条 ～ 第1－30条 〔略〕

改 正 後	改 正 前
第 1－<u>32</u>条 再委託 1～2 [略] 3 受注者は、監督職員の指示による第 1－<u>22</u>条臨機の措置及び第 2－8 条臨時点検の監督職員の指示による業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 4～6 [略] 第 1－<u>33</u>条 [略] 第 1－<u>34</u>条 守秘義務 受注者は、契約書第 1 条の規定により、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第 1－<u>33</u>条の承諾を受けた場合には、この限りではない。 第 1－<u>35</u>条 安全等の確保 1～9 [略] 10 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、<u>以下の各号から実施する内容を選択し</u>、定期的に現場作業に応じた安全に関する研修、訓練等を実施しなければならない。作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。 <u>新規作業員入場の際は、随時、安全に関する教育を実施するものとする。</u> 研修、訓練等に割り当てる時間については、業務の実態を考慮し監督職員と協議することができる。なお、点検を実施しない月がある場合においては、当該月の安全教育を省略できるものとする。 また、受注者は、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全、訓練等の具体的な安全管理計画を策定し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については写真、ビデオ、実施状況報告書等に記録した資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。 <u>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</u> <u>(2) 当該業務内容等の周知徹底</u> <u>(3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</u> <u>(4) 当該業務における災害対策訓練</u> <u>(5) 当該業務現場で予想される事故対策</u> <u>(6) その他、安全・訓練等として必要な事項</u> 第 1－<u>36</u>条 [略] 第 1－<u>37</u>条 個人情報の取扱 1～8 [略] 9 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 1－<u>11</u>条で示す業務計画書に記載するものとする。 10 [略]	第 1－<u>31</u>条 再委託 1～2 [略] 3 受注者は、監督職員の指示による第 1－<u>21</u>条臨機の措置及び第 2－8 条臨時点検の監督職員の指示による業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。 4～6 [略] 第 1－<u>32</u>条 [略] 第 1－<u>33</u>条 守秘義務 受注者は、契約書第 1 条の規定により、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第 1－<u>32</u>条の承諾を受けた場合には、この限りではない。 第 1－<u>34</u>条 安全等の確保 1～9 [略] 10 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、定期的に現場作業に応じた安全に関する研修、訓練等を実施しなければならない。作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。 <u>ただし</u>、研修、訓練等に割り当てる時間については、業務の実態を考慮し監督職員と協議することができる。なお、点検を実施しない月がある場合においては、当該月の安全教育を省略できるものとする。 また、受注者は、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全、訓練等の具体的な安全管理計画を策定し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については写真、ビデオ、実施状況報告書等に記録した資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。 第 1－<u>35</u>条 [略] 第 1－<u>36</u>条 個人情報の取扱 1～8 [略] 9 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 1－<u>10</u>条で示す業務計画書に記載するものとする。 10 [略]

改正後	改正前
第1－38条 行政情報流出防止対策の強化 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1－11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。 1 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 〔略〕 （行政情報の目的外使用の禁止） 〔略〕 （社員等に対する指導） 〔略〕 （電子情報の管理体制の確保） （1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1－11条で示す業務計画書に記載するものとする。 （2）受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 （電子情報の取扱に関するセキュリティの確保） 〔略〕 （事故の発生時の措置） 〔略〕 第1－39条 ～ 第1－41条 〔略〕 第1－42条 業務の情報共有化 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和7年6月26日付け農計第236号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 第2章 電気通信設備点検 第2－1条 ～ 第2－4条 〔略〕 第2－5条 業務計画 1 業務計画において、第1－12条に定める貸与品等、第1－18条に定める関係法令等及び設計図書を用いて解析・検討を行い、点検手法・点検工程・施設操作の作業手順・誤操作防止等安全対策等、各種計画の立案を行うとともに、実施手順書及び整備要領書を作成するものとする。 2 〔略〕	第1－37条 行政情報流出防止対策の強化 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1－10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。 1 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 〔略〕 （行政情報の目的外使用の禁止） 〔略〕 （社員等に対する指導） 〔略〕 （電子情報の管理体制の確保） （1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1－10条で示す業務計画書に記載するものとする。 （2）受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策 （電子情報の取扱に関するセキュリティの確保） 〔略〕 （事故の発生時の措置） 〔略〕 第1－38条 ～ 第1－40条 〔略〕 第1－41条 業務の情報共有化 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。 なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計第350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知（URL「https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html」））に基づくものとする。 第2章 電気通信設備点検 第2－1条 ～ 第2－4条 〔略〕 第2－5条 業務計画 1 業務計画において、第1－11条に定める貸与品等、第1－17条に定める関係法令等及び設計図書を用いて解析・検討を行い、点検手法・点検工程・施設操作の作業手順・誤操作防止等安全対策等、各種計画の立案を行うとともに、実施手順書及び整備要領書を作成するものとする。 2 〔略〕

改正後	改正前																
第2－6条 ～ 第2－9条　〔略〕 第2－10条　報告等 1　〔略〕 2　受注者は、点検作業の実施後、施設の現況概要等について速やかに監督職員に報告するものとする。 なお、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合については、受注者は第1－<u>22</u>条により、適切に対応しなければならない。 3～4　〔略〕 第2－11条 ～ 第2－12条　〔略〕 電気通信設備点検業務共通仕様書に係る提出書類参考書式 （既存様式との対比表） <table><tr><th>書式番号</th><th>書 式 名</th><th>規格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1 2</td><td><u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u></td><td>〃</td><td></td></tr></table> 【備考】 1．本書式は参考書式であるので、提出書類の作成に当たっては、発注者の確認を得るものとする。	書式番号	書 式 名	規格	備 考	1 2	<u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u>	〃		第2－6条 ～ 第2－9条　〔略〕 第2－10条　報告等 1　〔略〕 2　受注者は、点検作業の実施後、施設の現況概要等について速やかに監督職員に報告するものとする。 なお、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合については、受注者は第1－<u>21</u>条により、適切に対応しなければならない。 3～4　〔略〕 第2－11条 ～ 第2－12条　〔略〕 電気通信設備点検業務共通仕様書に係る提出書類参考書式 （既存様式との対比表） <table><tr><th>書式番号</th><th>書 式 名</th><th>規格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>1 2</td><td><u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u></td><td>〃</td><td></td></tr></table> 【備考】 1．本書式は参考書式であるので、提出書類の作成に当たっては、発注者の確認を得るものとする。	書式番号	書 式 名	規格	備 考	1 2	<u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u>	〃	
書式番号	書 式 名	規格	備 考														
1 2	<u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u>	〃															
書式番号	書 式 名	規格	備 考														
1 2	<u>予 備 品 、 機 械 機 器 等 使 用 願</u>	〃															

改正後	改正前																																				
(書式第 1 2 号) 予備品・機械機器等使用願 年 月 日 総括（主任）監督員 氏 名 殿 会 社 名 管理技術者 業 務 名 業務に使用するため、下記のとおり予備品等の使用を承認願います。 予備品等の使用に当たっては、電気通信設備点検業務共通仕様書第 1 章第 1 －<u>12</u>条の規定を遵守します。 記 <table><tr><td>使用品（機器）名</td><td></td></tr><tr><td>使用（運転）者</td><td></td></tr><tr><td>使用日（期間）</td><td></td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td></td></tr><tr><td>使用量（台数）</td><td></td></tr><tr><td>使 用 場 所</td><td></td></tr><tr><td>使 用 承 諾</td><td>年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員</td></tr><tr><td>業 務 記 録</td><td>年 月 日 特記事項 使用(運転)者</td></tr><tr><td>使 用 後 確 認</td><td>年 月 日 所 見 監 督 員</td></tr></table>	使用品（機器）名		使用（運転）者		使用日（期間）		使 用 目 的		使用量（台数）		使 用 場 所		使 用 承 諾	年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員	業 務 記 録	年 月 日 特記事項 使用(運転)者	使 用 後 確 認	年 月 日 所 見 監 督 員	(書式第 1 2 号) 予備品・機械機器等使用願 年 月 日 総括（主任）監督員 氏 名 殿 会 社 名 管理技術者 業 務 名 業務に使用するため、下記のとおり予備品等の使用を承認願います。 予備品等の使用に当たっては、電気通信設備点検業務共通仕様書第 1 章第 1 －<u>11</u>条の規定を遵守します。 記 <table><tr><td>使用品（機器）名</td><td></td></tr><tr><td>使用（運転）者</td><td></td></tr><tr><td>使用日（期間）</td><td></td></tr><tr><td>使 用 目 的</td><td></td></tr><tr><td>使用量（台数）</td><td></td></tr><tr><td>使 用 場 所</td><td></td></tr><tr><td>使 用 承 諾</td><td>年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員</td></tr><tr><td>業 務 記 録</td><td>年 月 日 特記事項 使用(運転)者</td></tr><tr><td>使 用 後 確 認</td><td>年 月 日 所 見 監 督 員</td></tr></table>	使用品（機器）名		使用（運転）者		使用日（期間）		使 用 目 的		使用量（台数）		使 用 場 所		使 用 承 諾	年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員	業 務 記 録	年 月 日 特記事項 使用(運転)者	使 用 後 確 認	年 月 日 所 見 監 督 員
使用品（機器）名																																					
使用（運転）者																																					
使用日（期間）																																					
使 用 目 的																																					
使用量（台数）																																					
使 用 場 所																																					
使 用 承 諾	年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員																																				
業 務 記 録	年 月 日 特記事項 使用(運転)者																																				
使 用 後 確 認	年 月 日 所 見 監 督 員																																				
使用品（機器）名																																					
使用（運転）者																																					
使用日（期間）																																					
使 用 目 的																																					
使用量（台数）																																					
使 用 場 所																																					
使 用 承 諾	年 月 日 予備品等の使用について上記内容のとおり承認します。 監 督 員																																				
業 務 記 録	年 月 日 特記事項 使用(運転)者																																				
使 用 後 確 認	年 月 日 所 見 監 督 員																																				